

令和2年度不妊治療費の助成に関する調査結果

	伊方町	松野町	鬼北町
対象となる治療	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療については、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊治療を含む。) ・<u>一般不妊治療については、医師が必要と認めた治療、検査が対象となる。</u> 	特定不妊治療(体外受精、顕微授精)、一般不妊治療(人工授精)	医師が必要と認めた不妊の検査、タイミング法・排卵誘発法・薬物療法・人工授精・顕微授精・体外受精・手術等(男性の不妊治療も含む)
助成金の上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療については、1回の治療につき10万円まで。ただし、県からの助成金を引いた額で治療費の範囲内。 ・<u>一般不妊治療については、初回5万円、2回目から3万円まで助成する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療:1年度につき20万円まで(ただし、愛媛県の助成を受けた場合は助成を受けた額を控除した額) ・一般不妊治療:1年度につき10万円まで 	1夫婦が1年度または、1回の治療に支払った不妊治療費(自己負担分)の額とし、 一般不妊治療:1回の申請につき10万円まで 特定不妊治療:1回の申請につき20万円まで (ただし、愛媛県の助成を受けた場合は、助成を受けた額を控除した額)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○特定不妊治療について ・愛媛県の特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けていること ・夫婦のいずれかが伊方町内に1年以上住所を有していること ・町税等の滞納がないこと ・年度内に治療が終了していること ○一般不妊治療について ・<u>夫婦のいずれかが伊方町内に1年以上住所を有していること</u> ・町税等の滞納がないこと ・他の自治体で同じ治療に対して助成を受けていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ①申請時点で、法律上の婚姻をしている夫婦で、夫または妻のいずれかが松野町に住所を有していること ②町税を滞納していないこと ③医療保険に加入していること ④治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること ⑤夫婦の住所が異なる場合は、他の地方自治体において助成を受けていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ①申請時点で、法律上の婚姻をしている夫婦で、夫又は妻のいずれかが鬼北町に1年以上住所を有していること ②治療開始時の妻の年齢が一般不妊治療40歳未満、特定不妊治療43歳未満であること ③医療保険各法における、被保険者又は被扶養者であること ④夫婦の住所が異なる場合、他の地方自治体において助成を受けていないこと ⑤助成申請日現在、夫婦に町税の滞納がないこと
所得制限	前年(1月から5月までの申請については、前々年の所得)の夫婦の所得の合計額が730万円未満であること。	なし	なし
助成回数	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療については、 ①40歳未満→43歳になるまでに通算6回まで ②40歳以上43歳未満→43歳になるまでに通算3回まで ③43歳以上→なし ・<u>一般不妊治療については、年間5回まで。通算10回まで。</u> 	原則として年1回の申請 ・特定不妊治療:通算5年 ・一般不妊治療:通算2年	<ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療は通算2回、特定不妊治療は通算5回を限度とし、年間助成回数は制限しない。
申請期限	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療については、治療が終了した年度内。 ・<u>一般不妊治療については、治療終了後速やかに申請すること。</u> 	治療を終了した日から6ヶ月以内	不妊治療を受けた日の属する年度の翌年度末日
申請窓口	伊方町中央保健センター	松野町役場保健福祉課(松野町保健センター内)	鬼北町役場保健介護課(子育て世代包括支援センターおにっこ)